

農地法第4条・第5条の農地転用届出の添付書類（市街化区域内）

番号	添付書類	部数	備考
1	調査書	1	添付書類を揃え関係各課へ持ち回りの合議をして下さい。
2	届出書	2	
3	土地登記事項証明書（ 原本 ） （全部事項証明書に限る）	1	土地登記事項証明書記載の所有者の住所が現住所と異なる場合は、公的書面（住民票等）を添付して下さい
4	位置図（案内図） 1 / 2500	1	・都市計画課（東庁舎2階）で販売 ・届出地を図示してください
5	公図写 1 / 500～1 / 600（複写可） ※土地区画整理地内の場合は添付の必要はありません	1	・法務局、又は資産税課（本庁舎2階）で販売 ・隣接地の現況地目を記入
6	仮換地証明書（ 原本 ） ※土地区画整理地内の場合	1	・区画整理課（東庁舎2階）で販売
7	仮換地図（複写可） ※土地区画整理地内の場合	1	・区画整理課（東庁舎2階）で販売 ・届出区画を図示してください ・隣接地の現況地目を記入
8	始末書	1	無断転用の場合（無断転用の経緯、時期等を記述）
9	届出地が小作地等で賃貸借の目的となっている場合は、解約したことを証する書面	2	農地法第18条第6項通知書提出
10	同意書	1	地上権、地役権等の設定がある場合
11	委任状	1	第三者が届出される場合 （5条届出で、受人又は渡人どちらかが届け出る場合は、相手の委任状が必要です）
12	相続登記が済んでいない場合は、遺産分割協議書の写しまたは戸籍謄本等	1	

※ 押印する場合、届出書には捨印、割印（別紙がある場合）を忘れないようにして下さい。

※ 証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※ 入鹿・木津・愛知の各用水については、所定の手続きをして下さい。

※ 500㎡以上の転用について、特定都市河川浸水被害対策法による許可が必要となる場合がありますので、関係各課と協議して下さい。

※ 500㎡以上の転用について、都市計画法による開発許可が必要となる場合がありますので、関係各課と協議してください。

※ 小牧市宅地開発審査会へ諮問した場合は、審査会終了後に提出してください。

※ その他参考になる書類がある場合は添付して下さい（必要に応じて）。